第２８回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会　議事録

日時 　：　令和6年11月6日（水） 15時００分～17時００分

場所　 ：　大阪府建築健保会館　6階ホール

参加者　：　岩田　三千子 摂南大学　名誉教授

石塚　裕子 東北福祉大学　総合マネジメント学部　教授

内田　敬 大阪公立大学　大学院工学研究科　教授

斉藤　千鶴　　　　　 関西福祉科学大学　名誉教授

室﨑　千重　　 　　　奈良女子大学　生活環境学部　准教授

田中　米男　　　　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

上田　一裕　　　　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会 副会長

長宗　政男　　　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会 会長

山口　一磨　　　　　　一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　副会長

泉本　徳秀 　　　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

西尾　元秀　　　　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

山田　伸一　　　　　　生活衛生同業組合　大阪興行協会　常務理事・事務局長

中屋　吉広　　　　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

山本　尚子　　　　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

* 資料１の前半について説明

〇委員

* 条例基準の引き下げについて嬉しく思う。特に小規模店舗の基準を引き下げるにあたって、費用負担感も含めた資料は説得力があった。小規模店舗がバリアフリー化していくことで利用しやすくなり、とてもありがたく思う。
* 15ページに、敷地に高低差がある場合等やむを得ないと認められる場合には緩和措置を検討するとあるが、抽象的な書き方で抜け道になってしまわないか。

〇会長

* 具体的に緩和の内容や対象について考えがあれば教えてほしい。

〇事務局

* 現在、条例でやむを得ないと認められる場合、緩和することができる規定があり、それがどこまでやむを得ないかというのは、計画を見ながら個々に判断していくことにしているため、現状として想定しているものはない。

〇会長

* 官民境界付近まで建物が建っているものは改修しても、自分の敷地の中でスロープを設けることはできないため、かなり大規模な改修になる。ただこのあたりは、ガイドラインを来年度検討していくときに留意していく、何か方向性があれば、教えてほしい。

〇事務局

* 既存施設に関して、ガイドラインで丁寧に書けていないため、今回の事例を聞き、具体的な事例を見ながら抽出化していく方向性はある。

〇委員

* 300か所も調べ、具体的な数字を挙げてくれてありがたいと思う。
* 100平米以下でもどれだけ対象にできるかが1つの課題となる。
* 民地境界付近に建物があった場合にどういうふうな工夫がいるのか、あるいはそうでなかった場合でも、小規模店舗のオーナーにとって50万円は負担が大きいため、助成金等があればスロープ等もつけやすいのではないか。

〇事務局

* 100平米より小さな建物はどうするのか引き続き検討していく。
* 助成金の話も今後の課題ではありますが、新築はある程度緩和していく中で、既存施設をどのようにすれば使いやすい施設になるのか検討していく。

〇委員

* 小規模店舗で人的対応をすべてできるところはあまりないのではないか。
* バリアフリーの助成金について既存の建物でも新規に入られるお店の方がいるので、そういうところも踏まえて、助成金も検討してほしい。

〇事務局

* 新築もお店が入れ替わるタイミングで既存施設から用途変更されるので、難しい部分はある。今回の義務付けからは外すが、入れ替えのタイミングに工事することもあり、そういったタイミングを踏まえてバリアフリー化されていくよう、条例ガイドラインをきちんと伝えていく。

〇会長

* バリアフリー全体からすると、 建築物だけではなく、官民境界の上側、道路側も一体となっていると思うので、今回、今年度中の審議会、来年度以降は既存のものも含め、それから、道路サイドとの連携を含めて考えていくことは必要。

〇委員

* 中小企業者が多い外食産業では経済的負担増が大きな問題となるため、負担が大きい場合は行政サイドから助成策を考えていただきたい。

〇委員

* 小規模店舗で、スロープから平面になるところにドアが付いていると開けられず困ることもあるため、この試算自体フラットスペースを1メートルくらいとっておかないといけないのではないか。

〇事務局

* この試算はあくまでスロープ部分だけを単純に試算している。当然、スロープをあがってすぐにドアがあれば、開け閉めできないため平坦なスペースが必要になり、条例の基準の中でも、1.5メートルの空間を設けなさいとしている。きちんと整備が届くように条例ガイドラインでも、 細かく記載しているので、広まるように取り組む。

〇委員

* 基準作りが非常に大切だと思い、検討していただき、ありがたい。
* 幅広区画の駐車場を使う人がいない時は空けておくのか、それとも他に支援が必要な人に貸すのか、貸しているときに支援が必要な人が出てきたらどうするのか、そういったことが次の問題として出てくる。
* なぜそれを整備したのかが、そこの居住者の場合だと分かると思うが、そこを使う人によって、ハード整備された理由がわからない状態で運用されてしまうと、必要な人には届かないことになってくるので、そこをどういうふうに伝えられるかが課題として大きいと思う。

〇会長

* 実際の調査で報告いただいたのは、幅広区画の駐車場があった、なかったということだが、複数の幅広を設けていなかったのか、実際にどういうふうに運用されているのか、またガイドラインを書いていくには、参考例として、示していける商品などを含めてどうしたらいいのか、どういうふうに考えているのか。

〇事務局

* 今回、共同住宅の駐車場なので、入居者の駐車場として幅広い駐車場を設けて下さいという基準になる。入居者や必要な方に使ってもらうための運用方法は重要で、ヒアリングをしていく中で、この駐車場が必要な方が入って来られた場合には、今幅広い駐車場を使っている方には一旦少しどいてもらって貸し出すといった運用をされている事業者さんもいる。そういった運用面とセットで周知していくようなことを、事例を集めながら研究していく。

〇委員

* 共同住宅のマンションで、可動式の駐車場と屋根がある平面の駐車スペースがあるが、使用料金が違うという問題も出てくるのでないか。

〇会長

* 運用方法では、工夫や注意点について、丁寧に書いてほしい。

〇委員

* 小規模店舗等のバリアフリーに関して、国土交通省から事務連絡があり、事業者団体の方や建築関係団体、それから高齢者・障害者団体の方たちからヒアリングをされている。
* 事業者団体の回答は、法律での規制も規則も必要だが、ある程度の規模のビルでは、オーナー側はテナントが使用する店舗内を含めたバリアフリー対応のガイドラインを持つ必要があるのではないかという意見、もう一つの意見は現在、店舗内部のバリアフリー整備までテナントへ求めていないが、今後貸し出す側の基準書等にバリアフリーへの配慮について示して、ビルオーナーからテナントへも示していくことも必要なのではないか、建築関係団体へのヒアリング結果では、規模の小さい商業ビルでは貸し出す、その面積を増やすためには共用便所を計画しないこととあるが、テナント設計者の立場からは共用部分にトイレや、車椅子使用車用トイレをある方が良い、その方がトイレのバリアフリーに対応しやすいといったヒアリング結果が紹介されていた。

〇委員

* 段差がある状態で設計をされて後からスロープを作る場合に、敷地が狭いところやスロープが歩道や車道側にまっすぐ出てしまうことも見かけるので、本当に安全な形でスロープが設置されているかということも、何か条件でスロープがありなしだけではないチェックみたいなものが可能であれば、お願いしたい。

〇委員

* 資料21ページの機械式駐車場について、左のa/b/c/dの写真の車椅子の乗降に当たるところはすべて一階なのか。cであれば、1階に下りてくるのを待ってということなのか。

〇事務局

* はい、そのとおりである。

■資料１の後半について説明

〇会長

* 47ページの下に、客席数と車椅子使用者客席のスペースについては全国共通基準に合わせて今よりも若干広くなる、それから小規模な施設については席数が増えるというものは全国一律であり、それに対して、適応対象とする施設の規模、 床面積については、大阪府のほうが広く対象にし、具体的には44ページの下に政令では2，000平米以上となっているものでよいのか。

〇事務局

* おっしゃる通りで、基準としては全国一律で使用されつつ、大阪府が対象としている規模は全国よりも小さいものを広げているという状況である。

〇会長

* 具体的に申し上げると、集会場とか公会場に関しては、面積に関係なく全て対象で、それから劇場、観覧場、映画館、演芸場、公共施設これについては500平米以上でいいということになる。

〇委員

* 業界としては条例が定まれば、新しい施設をつくる際は従わないといけないと思う。政令基準について大阪府がより厳しい理由はなぜなのか。

〇事務局

* バリアフリー法は全国一律で、地域の実情や世の中の社会状況を踏まえて、2000平米という対象規模を引き下げることができるという条項があり、大阪府の福祉のまちづくり条例はその条項を使ってより幅広い建物を対象に誰でも使いやすい施設に進めていくものである。その中で映画館や劇場は２０００平米よりもきめ細やかなところまで対象にしているため、結果的に客席数によって変わってくるので、どれくらいの規模のシアター、劇場によってこの基準が適用されるということになる。劇場と映画館の実際の状況を見ると、政令義務化される前からかなり自主努力されていたため、十分クリアできるレベルまであることを認識した。引き続き、義務化を進めていく。

〇会長

* 次回の親会の方で、大阪がなぜ基準が厳しいのか、考え方の整理をお願いしたい。

〇委員

・キャパシティーでいうと映画館だと100席前後のシアターが多く、150席、多くても300席ぐらいである。ミニシアターであれば、４０席～５０席となる。ミニシアターでも1席は車椅子使用者用客席を用意するということで、新しく映画館を作るとなればそういったキャパシティーでも固定席を減らすなどは行いたいと思う。

〇委員

* どこに車椅子用トイレがあるのか、あってもどこにベッドがあるのかは、分かりにくい状況が続くと思うので、案内説明の表示の義務付けし、引き続き、分かりやすいところにつけてほしい。また、管理している事業者が何のためにそれがあるのかを理解していないと、使わせてもらえないこともあると思う。まだまだマイナーな設備で、だからこそ必要な人は必要であると考えている。
* 席数については誘導基準に沿ったものが本当に作られているのか、これから作られるのか、その辺は本当にしっかり大阪府さんの方からお願いしたい。
* 同伴者の席をどうするのか、幅は広くなっても横につく人をどうするのか等の課題があったが、まだ残っている課題があれば、教えてほしい。

〇事務局

* 国の議論は、今まさに途中ですので、まだ見えない状況だが、もともと議論をしていたガイドラインの話、それからこの同伴者席を設けること、あとは分散配置などがある。現在、最新の議論状況を把握できない部分もあるので、また今後そのあたりを大阪府のガイドラインの中でどのように話していくのかにも大きく影響する話だと思うので、しっかり把握していきたい。

〇会長

* 今までに関しては、東京パラリンピック、それから今度の大阪万博のユニバーサルデザインの方とも同じような、そういった延長上にあると思っている。

〇委員

* フラッシュライトについて明確な基準を示すことで普及が進んでいくと思う。
* １万平米未満のところでいうと、つける必要がないという判断になってしまうことを危惧している。1万平米未満のところも推奨するというような言い方にしていただきたい。
* バリアフリートイレは車椅子が入れる、オストメイトの使用者が入れる、介護ベッドがあるというイメージがあるが、今後はフラッシュライトもついているというように、バリアフリートイレのイメージを変えていただきたい。
* フラッシュライトの意図のところですけれども表示していないところがおおく、知らない人も多くいるので、できれば明確にお示ししていただきたい。大阪万博では多言語で対応して、ライトがついていたら避難するような文言をつけた方がわかりやすいと思うので、検討してほしい。

〇事務局

* 当然1万平米以上だけ付けたらいい、1万平米未満はいらない、というように間違ったメッセージにならないように、我々としてもきっちり周知していきたいと思う。
* バリアフリートイレにフラッシュライトを設けることについては、聴覚障がい者の方はバリアフリートイレに限らず、トイレを使われる方も多いと思うので、どのような形でフラッシュライトを整備していくのが良いか、あるいは案内をどういう形でするのか、どういう形で整備していくのがいいのか、あるいは案内をどういう形でするのか、どのような案内方法が良いのかについても、また引き続き議論させていただければと思っている。避難設備になるので、消防関係部署などとも、また相談しながら考えていく。

〇会長

* 資料の3０ページに、表示するとかえって悪戯を助長することを懸念して、特に表示はしていないと記述がよく分からない。悪戯というのは想定していないので、必要な方にはあることによって安心していただくという策略もあると思うので、どういうふうに表示していくのかも、今後考えていきたい。

〇委員

* トイレの上を見る意識がないのでフラッシュライトは目線の近い位置にあることが大事だと思う。また、黒い壁だと光を吸収するため、なぜこのような写真を使っているのだろうか。
* 設置の仕方は日常的に使わないので、どこにあるか、非常時にここを見ないといけないという場所にあった方が良いと思う。また聴覚障がい者の方に役立つものではあるが、複合障がい者の方もいるので、確かにバリアフリートイレにも必要だと思う。
* すべてトイレの中で完結させようという発想は、あまり良いと思わない。国の基準を真似するだけでなく、もう少し考えてほしい。

〇会長

* 国の基準においても、数値のほかに、機能を分けて、適切な使い分けする方向で考えている。

〇委員

* スロープの問題については、スロープでバリアフリーを改善しようとすると、建物と外との関係でバリアフリーになりづらい状況があると思う。お店の中に昇降機のような、段差を解消するようなエレベーターを使って段差解消している例もある。スロープは長さがそれなりに必要だが、車椅子が入るサイズの面積が上下することでバリアフリー化できる。スロープに固執せず、色々な方法を使って狭い建物の中でも段差解消できるような、費用についても行政側に出していただければもっとうまくいくと思う。

〇委員

* 小規模店舗については100平米以上対象になるということで、全国のナショナルチェーンの小規模店舗はある程度対応がなされているようだが、個人の小規模店舗の状況というのが同じような割合で対応して、75%の例えば出入口が対応できているのかをまた改めて教えてほしい。
* トイレのフラッシュライトが１万平米以上に義務化していくということですけれども、非常に画期的だと思う。非常時のバリアフリー化というのは見落とされている部分が非常に多い中で、まずはトイレのフラッシュライトから義務化すべきと思っているが、その後、非常警報装置の視覚障がい、聴覚障がいの方への対応も、まだ課題となっていると思う。
* 大人用介護ベッドについて導入が進んできたことは評価すべきですが、大人用介護ベッドが使えない重度の障がい者の方も多数いらっしゃると確認しているので、そのあたり、ガイドラインに推奨すべき取り組みとして、稼働式であったり、稼働のリフトの設置であったりというあたりも、推奨として補足を追加していくことも検討いただきたい。

〇委員

・いろいろと検討を重ねて、誰もが住みやすい街に変わっていくことは良いことだと個人的には思っているが、設計するものの考えとしては、限られた予算、限られたスペースで、どのように設計していくかが重要であり、建物がすべてバリアフリー化となれば良いなとは思うが、なかなか難しいのは現実なのである。難しいと思いつつも細かいことが決まっていくのがいいことかなと思っている。

〇会長

・まだご意見はあるかと思うが、今日いただいたご意見も、次のステップに向けてどうやっていくかが大　　切だと思う。今日具体的に決める対象をどうするのか、どういった水準を最低限にするのかについては提案された内容で、第一ステップとして問題ないだろうと思う。

以　上